

◆議案【市長提出分】

番号	件名	結果
第44号	令和元年度大洲市一般会計補正予算(第1号)	原案可決
第45号	令和元年度大洲市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第46号	令和元年度大洲市介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第47号	令和元年度大洲市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第48号	令和元年度大洲市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第49号	令和元年度大洲市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第50号	令和元年度大洲市病院事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第51号	大洲市森林環境譲与税金条例の制定について	原案可決
第52号	消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理について	原案可決
第53号	大洲市集会所条例の一部改正について	原案可決
第54号	大洲市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例の一部改正について	原案可決
第55号	大洲市地域対策事業分担金徴収条例の一部改正について	原案可決
第56号	大洲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	原案可決
第57号	大洲市介護保険条例の一部改正について	原案可決
第58号	大洲市長浜港湾施設条例の一部改正について	原案可決
第59号	財産の取得について	原案可決
第60号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
第61号	大洲市過疎地域自立促進計画の変更について	原案可決
第62号	専決処分した事件の報告並びに承認を求めることについて 専決第1号 大洲市税条例等の一部改正について 専決第2号 大洲市国民健康保険税条例の一部改正について 専決第4号 令和元年度大洲市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	承認

◆議案【委員会提出分】

番号	件名	結果
第4号	大洲市おもてなし条例の制定について	原案可決

◆請願

番号	件名	結果
第8号	主要農作物種子法の復活を求める請願書	審議未了
第9号	「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める請願	審議未了
第10号	日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出について	不採択

◆報告

番号	件名	結果
報告1	繰越明許費繰越計算書について	受理
報告2	繰越明許費繰越計算書について	受理
報告3	繰越明許費繰越計算書について	受理
報告4	繰越明許費繰越計算書について	受理
報告5	繰越計算書について	受理
報告6	専決処分した事件の報告について 専決第3号 和解及び損害賠償の額を定めることについて 専決第5号 和解及び損害賠償の額を定めることについて 専決第6号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	受理

委員会発議でおもてなし条例を制定

大洲市おもてなし条例

私たちの住む大洲市は、緑濃い美しい山々、大いなる流れの脇川、穏やかな瀬戸の海など、自然につつまれた安らぎとふれあいのあるまちです。

大洲という地名の由来は、大変古い時代まで遡ります。安土桃山時代から江戸時代初期にかけて近世城郭として整備された大洲城を中心とし、江戸時代には大洲藩6万石の城下町として栄えました。激動の幕末を経て、明治以降は、脇川の水運を活用した養蚕業、製糸業、精糖業等が興隆を極め、近代日本の発展に大いに貢献しました。また、近江聖人中江藤樹先生以来の好学の風土は、多種多様な人材を輩出し、青色発光ダイオードの発明など世界の文明に大きな影響を与えています。

この豊かな自然と長い歴史や個性ある文化は、私たちの誇り高き財産であり、大洲市の魅力です。私たち一人一人が地域の資源を認識し、大洲市を訪れる人を「おもてなしの心」を持って迎えようとするのは、訪れた方を幸せにし、私たちの幸せにもつながります。それにより私たちの住む大洲市を、更に魅力あふれるまち、何度でも訪れたいと思われるまちにしていくことを目指します。

ここに私たちは、市、議会、市民及び団体が一体となって、誇ることのできる魅力あふれる大洲市を実現することを決意し、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるおもてなしの基本理念を定め、市、議会、市民及び団体の役割を明らかにすることにより、おもてなしの心を育む地域づくりを協働して推進し、心地よい感動を与え、何度でも訪れたいと思われる魅力あふれる大洲市を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「おもてなし」とは、郷土への誇りと愛着を持って、心からの笑顔、挨拶、声掛け等により大洲市を訪れる人(以下「来訪者」という。)を温かく迎え、心を込めて接し、思いやりを持って振る舞うことで、来訪者が「訪れてよかった、また行きたい」と思えるようにすることをいいます。

2 この条例において「市民」とは、市内に在住し、在勤し、又は在学する個人をいいます。

3 この条例において「団体」とは、市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいいます。

(基本理念)

第3条 おもてなしは、市、議会、市民及び団体が、地域の自然、歴史、文化等に対し、理解と関心を深め、誇りと愛着を持って推進します。

2 おもてなしは、市、議会、市民及び団体の協働で推進します。

3 おもてなしの推進に当たっては、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが心地よい感動が得られるよう努めます。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、おもてなしに関する施策(以下「施策」という。)を講じ、これを総合的に実施します。

2 市は、市民及び団体によるおもてなしの推進のための自主的な取組の促進を図るため、市民及び団体に対し、相互の連携の推進、情報の提供、啓発活動その他の必要な支援を行います。

3 市は、施策の実施に当たっては、その効果的な実施を図るため、国、県及び他の地方公共団体並びに関係団体との連携を図ります。

(議会の役割)

第5条 議会は、基本理念にのっとり、おもてなしの心を育む地域づくりの発展のため、市民及び団体の意思並びに来訪者の意見を的確に把握し、施策の積極的な立案及び提言に努めます。

(市民の役割)

第6条 市民は、自らがおもてなしのまちづくり推進の担い手であることを心掛け、来訪者を温かく迎えるとともに、地域、職場、学校等あらゆる場でおもてなしに努めるものとします。

2 市民は、基本理念にのっとり、おもてなしに関する取組に協力するよう努めるものとします。

(団体の役割)

第7条 団体は、自らがおもてなしのまちづくり推進の担い手であることを心掛け、来訪者を温かく迎えるとともに、それぞれの事業活動において、おもてなし活動の実践に努めるものとします。

2 団体は、基本理念にのっとり、市が実施する施策に協力し、市、議会、市民及び団体相互で協働しておもてなし活動を推進するとともに、市の魅力を発信するよう努めるものとします。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

条例制定のねらい

私たちの住む大洲市が、さらに魅力あふれるまちとなり、何度でも訪れたいと思われるまちになることを目指し、この条例を制定しました。日ごろの暮らしの中で、心からの笑顔、挨拶、声掛け等により、訪れる人を温かく迎え、心を込めて接し、思いやりを持って振る舞うことで、大洲市が魅力のあふれる何度でも訪れたいまちになることを期待しているものです。

